

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○道路法等の一部を改正する法律等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（国土交通七四）

〔告 示〕

○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務三一一）

○原戸籍の一部が滅失した件（同三一九）

○除籍が滅失した件（同三二〇～三二二）

○日本国に帰化を許可する件（同三二三）

○オーストラリア産電解二酸化マンガ
ンに対して課する不当廉売関税の課
税期間が満了した件（財務二八〇）
○容器包装に係る分別収集及び再商品
化の促進等に関する法律施行規則第
七条の四第一号イ及びロの規定に基
づく主務大臣が定める市町村を定め
る件
（財務・厚生労働・農林水産・経済
産業・環境九）

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部
を改正する件（厚生労働二八一）
○療担規則及び薬担規則並びに療担基
準に基づき厚生労働大臣が定める掲
示事項等の一部を改正する件
（同二八一）

○共同漁業及び区画漁業を免許した件
（農林水産二四一六）

○種苗法第十三条第二項の規定に基づ
き品種登録出願を取り下げた件
（同二四一七）

○特定土地区画整理事業の事業計画の
変更について関係図書を縦覧に供す
る件（国土交通八二八）

○住宅の品質確保の促進等に関する法
律の規定により特別評価方法認定を
した件（同八二九）

○砂防法第二条の土地を指定する件
（同八三〇～八三三）

○砂防法第二条の土地の指定を解除す
る件（同八三四）

○水路測量の実施に関する件
（海上保安庁一七一）

○浄化槽の型式を認定した件
（北陸地方整備局七五、七六）

○道路に関する件（北海道開発局九七）
〔国会事項〕

〔人事異動〕

法務省 会計検査院 最高裁判所

〔官庁報告〕

官庁事項

貸金業法第三十三条第二項の規定によ
る日本貸金業協会からの届出に関する
公示について（金融九）

産 業

日本工業規格
（厚生労働省、厚生労働省・経済産業
省）

勞 働

労働保険審査官及び労働保険審査会法
第五条の規定に基づく関係労働者を代
表する者の候補者の推薦について
（厚生労働省）

国家試験

平成二十六年（第六十四回）計量士国
家試験（経済産業省）

〔公 告〕

諸 事 項

官庁
有権者申出方、犯罪被害財産支給手
続開始決定、製造たばこ小売定価関
係

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、特別
清算、再生関係
会社その他

省 令

○国土交通省令第七十四号

道路法等の一部を改正する法律（平成二十五年
法律第三十号）及び道路法等の一部を改正する法
律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平
成二十五年政令第二百四十三号）の施行に伴い、
並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置
に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）を
実施するため、道路法等の一部を改正する法律等
の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する
省令を次のように定める。

平成二十五年九月二日

国土交通大臣 太田 昭宏

道路法等の一部を改正する法律等の施行に
伴う国土交通省関係省令の整備に関する省
令

（道路法施行規則の一部改正）

第一条 道路法施行規則（昭和二十七年建設省令
第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の五を削り、第四条の五の二を第四条
の五とする。

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に
関する法律施行規則の一部改正）

第二条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措
置に関する法律施行規則（昭和六十年建設省令
第七号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「第五条第二項」を「第六
条第二項」に改め、同条中「第五条第二項」を
「第六条第二項」に、「第四条第一項」を「第五
条第一項」に改め、同条を第八条とする。

第六条（見出しを含む）中「第四条第十項第
一号」を「第五条第十項第一号」に改め、同条
を第七条とする。

第五条中「道路整備事業に係る国の財政上の
特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三
十四号。以下「法」という。）第四条第二項第五
号」を「法第五条第二項第五号」に改め、同条
第一号中「第四条第二項第一号」を「第五条第
二項第一号」に改め、同条を第六条とする。